

文教・警察常任委員会

◎ 開催日時 平成 29 年 7 月 6 日（木） 9 時 58 分～11 時 34 分

◎ 開催場所 第五委員会室

◎ 説明員 教育長および関係職員

◎ 議事の概要

【教育委員会所管分】

1 付託案件

（1）諮第 3 号 寄宿舍入舎不許可処分に係る審査請求の諮問について

〔結果〕 全員一致で知事の裁決案を適当と認めるべきものと決した。

委員からは、入舎希望者に対して、希望に応えられない場合でも、ケース会議での議論を説明するなど、十分に納得していただけるようにしないといけない、処分の判断には客観性、透明性を持たせることが大事である、今後同じことがないように、子どもたちが滋賀で学んでよかったと思えるように、しっかりと議論して判断できる体制を整えられたいなどの意見が出された。

2 所管事項調査

（1）報第 3 号 平成 28 年度滋賀県繰越明許費繰越計算書のうち教育委員会所管部分について

（2）平成 29 年度第 1 回滋賀県総合教育会議の結果について

委員からは、総合教育会議の議論の経過や内容を、現場の教職員に周知できるように工夫されたいなどの意見が出された。

（3）滋賀県いじめ防止基本方針の改定骨子について

委員からは、いじめの問題は、大人に情報が入らないことが多く、子どもたちで解決できる形が初期対応の点でも大事だと思うので、子どもたちが自ら率先して行動できる取り組みを図られたい、インターネットによるいじめは、潜在化しやすいので注意を払っていただきたいなどの意見が出された。

（4）出資法人経営評価の結果について

公益財団法人 滋賀県文化財保護協会

委員からは、プロパー職員の年齢構成が 40 代に偏っているので、組織の持続性の観点からも、年齢分布を考えていただきたいといった意見が出された。

3 一般所管事項調査

委員からは、先般、長浜北星高等養護学校を県内行政調査で視察した際に、生徒たちが挨拶、整理整頓、掃除を適切に実施しているのを見て感銘を受けたので、県内の学校に波及されたいなどの意見が出された。



委員会で配付された資料

- 1 寄宿舍入舎不許可処分に係る審査請求の諮問について
- 2 平成 29 年度第 1 回滋賀県総合教育会議の結果について
- 3 滋賀県いじめ防止基本方針の改訂骨子について
- 4 出資法人の経営評価の結果について（公益財団法人滋賀県文化財保護協会）